

みらい1分ニュースレター

2009/8/10 第6号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

中国でも金融不況下において、税務当局は税務調査をより厳格に執行しているようです。源泉所得税の適切な徴収及び給与等の架空計上の起こらない体制が社内に構築されていることが大切です。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

給与支払元の費用計上額と給与所得との調査に関する通知

テーマ

←ポイント

- ✓ 公布部門： 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布： 2009年5月15日
- ✓ 目 的： 1. 源泉所得税の徴収の強化
2. 企業側の給与関係支出における損金算入額を規制する（給与の架空計上の防止など）
- ✓ 影 響： 中国で設立している企業に対する税務調査が、今後増えることが予想されます。

←解 説

◆ [国税局(*)と地方税局(**)が情報を共有する]

* 国税局…「法人税」を徴収 ** 地方税局…「法人地方税」・「個人所得税」を徴収
国税局は毎年7月末までに、本件についての企業情報（納税企業名称・整理番号・給与関係の資料など）を地方税局に通知します。

◆ [地方税局に以下の調査が義務付けられました]

- (1) 地方税局は源泉徴収税の対象となる「給与所得」と「当該給与の支払元である企業の給与計上額」を調査し、その差異が大きい場合、税務調査を行う。
- (2) 調査対象会社数は確定申告を行う会社数の10%以上でなければならない(2009年度)。情報インフラが整っている地域においては、全企業を調査対象とすることが薦められている。

◆ [調査内容]

- (1) 「損金計上している給与」に対し徴収した源泉所得税が少くないか
- (2) 「福利費」または「他の勘定科目」に計上している給与において源泉所得税を徴収しているか
- (3) 源泉所得税は適正な率で計算されているか
- (4) 「現物給与」に対し源泉所得税を徴収しているか
- (5) 給与支給額には架空計上のものはないか
- (6) 給与所得を過少に申告をしていないか

◆ [地方税局は毎年11月末までに調査結果を国税局に報告する]

執筆： 潘 姝蓉 (pan shu rong)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

